昭和26年.9月20日



第 4 9 號

足支区政二工一人

THE ADACHI KUSEI NEWS

競 千 住 1 / 5 0
 東京都足立 十 集
 総 森草 文 4 4 4 1 1 1 5
 東京都足立属千住2 / 55
 英介社 印 刷 所 (総田)
 電話足立 (3 3 4 0 6 7 3 7 6 7 7



9月8日午後2時、区内の子供会か区 長室を訪れ大山区長に花束を贈呈した 〇この子供会は堤北の若草、みどり、 すずらん、ひばり、伸よしの5子供会 で、緑隆子供会や巡回娯楽班その他種 々の催しで、長い夏休みの間、楽しい 毎日を過させてくれた区長さんに、感 謝の花束を贈ろうという訳で、この日 のこととなつた。

この花束を持つた区長が、にこにこしながら、みなさんも2学期がはじまりますが、夏休みの間に気がついたり研

突したことを、もつとも勉强に適した 秋に、よく学びとつてくださいと激励 すれば、しつかりやりますとお河童の 瞳に明るい光を輝かせて秋の街にでて いつた。

解說

生活保護及び兒童福祉事務等の 区から都への移行について

民生課長 加 藤 憲 治

従来生活保護法による保護の実施機関は市町村長であつたが東京都においてはその性格において他の市長に準ずるものであると謂われる23特別区長の手を離れ保護実施の権限は都知事が掌握していた。

然しこの権限は区長に委任すること が許されていたので、23区の区長は、 知事から委任を受けて、保護事務を行 つてきたのである。

即ち足立区では民生課に保護係を設け、又現業機関として、民生館民生事 務所を8か所設置して、この事務を区 長の責任の下に行つてきた。

然るに今回(去る6月の国会の議決による)、生活保護法が改正せられ、 又、「社会福祉事業法」が制定せられて、生活保護法事務は区から全く離れ 去ることとなつた。

改正された生活保護法は、その第19

条第1項で、保護を決定し、実施する 機関として、(1)都道府縣知事(2市長(3)福祉事務所を管理する町村長と 規定しており、特別区の区長は除外さ れている。而も同法第19条第4項では 「保護の実施機関は保護の決定及び実 施に関する事務の全部又は一部をその 管理に属する行政庁に限り、委任する ことがなきる。」と規定され、これに よれば、東京都においては、知事の委 任を受けて保護事務を行い得るものは 知事の管理に属する行政庁である地方 事務所、支庁又は福祉事務所(後述) にのみ限られていて、区長は今後この 事務の委任さえ受けられないこととな

生活保護法の改正によつて、前述の 通り、保護事務は区から全く離れ去る こととなり、且つ民生委員も同法第22 条によつて保護の実施機関、福祉事務 所、又は社会福祉主事に対する協力機 関である故、これ又、区と極めて縁遠 い間柄となることが想像される。

つたっ

改正規定の実施期日は来る10月1日 となつているがそれでは10月以降、こ の保護事務は都知事の下において如何 なる方法で取り扱われるか?

新しく制定された「社会福祉事業法 」第3章第13条によれば、従来の民生 館、民生事務所に代つて、福祉事務所



海で、山で、眞黑になつた子供達が、 第2学期を迎えて元気に教室に摘つた。 ブラタナスの葉が1枚寄い室から降つ て窓硝子にかすかな音を立てる。校庭 をへだてて路行く人の耳に「秋だ、第 2学期だ、よく学び、よく運動しよう」 という低学年生の斉唱が、かすかな 秋の愁哀を感じさせる。教室では、充 分調査研究された休暇後の児童教育対 策に従つて、夏休み中の出きごとや思 い出を靜かに回想させながら、除々に 規律的な学校生活のペ・スに児童達を 灢き入れるよう細心な注意を払つてい る教師の努力が、眞剣に続けられてい

夏休み中の各児童の作品の隅々に感じられる家庭の愛情と、綿密な学校側の 指導方法によつて育まれる子供達は、 飛び去るジェット機の爆音に、ふと夏 の海を想い出しながらも一歩一歩靜か な2学期に入つて行く。 という事務所(大阪では民生安定所と称している)か設置され、保護事務を取り扱う。この福祉事務所に生活保護法関係の事務以外に、児童福祉法及び身体障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務をも包含して取り扱う。従つて、現在区長に委任されている児童福祉法関係事務も区から離れることが考えられる。

そして、この福祉事務所の設置義務者は(1)都道府縣と地方自治法第155条第2項の市(京都、大阪、名古屋、神戸、横浜の5大都市)及び(2)前項の市以外の市(普通の中小都市)と規定されていて、町村は福祉事務所の設置については任意である旨が定められている。又町村の場合は、2つ以上の町村が事務組合を設けて、この事務所を設けることが出来る旨が規定されている。

特別区の自治権が尊重されるならば (2)の「市」の中に「特別区を含む」 と規定されるべきだが、生活保護法に おいて、保護事務の実施機関から特別 区の区長が外されている関係上、ここ においても、特別区は事務所の設置者 から外されている。

次に、この福祉事務所は幾つ設置されるかといえば(1)の都道府縣と5大都市では人口10万について約1つとなつており、普通の都市及び町村又は組合町村の場合は各1つとなつでいる。東京都の23区の場合、東京都は各区に1つの福祉事務所を設置する予定であり、この事務所は1室2課の機構であるという。即ち「所長室」「相談課」「厚生課」が設けられ、相談課が保護事務を担当し、厚生課には「児童係」と「福利係」の2係が置かれてそれぞれの事務を扱う、と仄闻している。

区政は区民の手で

自治区政への運動推進

区政は区民の手で行うという、民主々 義にもとずく地方自治の精神の高揚に つれ、完全自治区を目指す区では、今 まで都との間に、事務事業の移管、財 政の配分等につき慎重な交渉と研究を 重ねてきたが、その結果は昨今巷麓公 原知の通りであり、このため区 ではさきにび民自治療護連盟本部及設設 は権拡充委員会(特別委員会)を設設 し本運動の目的完遂に努力してきたが 更に9月13日午前9時から委員会が 更に9月13日午前9時から委員会が 更に9月13日午前9時から委員会が 更に9月13日午前9時から委員会が 更に9月13日午前9時から委員会が 更に9月13日午前9時から委員会が 更に9月13日午前9時から委員会が 更に9月13日午前9時から委員会が 更に9月13日午前9時から 最上、財政委員長の合同会議で決定し た財政措置の線に沿つて本運動を一層 強力に展開することになった。

[自治権拡充委員] 委員長 鯨岡 兵輔 副委員長 浦林 光春 大川 正一 委 員 江口兵藏、淸水宗忠、永 田うめ志、宮入五郎、浅古幸藏、片岡 厳、小林三四郎、阿出川信孝、遠峯富 次、野沢冬藏、岡田 淸、鈴木仲二、 江川長吉

クラフト式徴税方法 の實施に當つて

足立区役所でもクラフト式 激税方法 の実施を始めました。そこでこの機会 にクラフト式 懲税方法とはどんなもの かを説明するとともに、一段と皆様の 御協力をお願い致したいと思います。

クラフト式と云うのは総司令部経済 科学局才入課のクラフト氏が研究した 方法でありまして、もともと税は、そ の納期限内に納税者が持参して納税 を履行しなかつた場合には、区役所か ら滯納処分吏が滯納金の徴収に伺い、 出来得る限りその場で現金を納めて可 きたいのでありますが、滯納者の中に は折り悪しく都合の悪いときもあるの で、その場合は「納税注意書」をおた し致します。この注意書を受け取つた お出での上納入しなければなりません もしその日時までにお納めにならない

鷄にニユーカツスル病 養鷄者に注意

8月下旬島根町附近に鶏のニューカツスル病という伝染病が発生したので都では足立区の鶏の区外移動を禁じました。ニューカツスル病にかかつた鶏は1.下痢便をする 2.ぜいぜい苦しそうな呼吸をする 3.くちばしを開いて首を長く伸ばす仕種をする 4.首を左右にふる 5.重症になつた鶏は首をよじったり曲げたりするようになりよろよろ歩く。といつたような症状を示しまずから、疑わしいと思つた時は区経済課農事保に申し出て下さい、直くに係員がまいつて注射をすることになつております。

ニューカッスル病の死亡率は約3%で 罹病した鶏は卵を生まなくなり、又初 期に生んだ卵でも食用にはならず却つ て毒になるのでこの病気の予防には充 分気をつけて下さい。

予防法としては次の点に注意のこと。
1. 伝染経路としては人間の履物に附いて運ばれる率が一番高く、このため外出後鶏舎に入るときなどにはクレソール液で消毒するようにすること。

2. 鶏の飼からも伝染しますから飼を買 う時にも充分注意すること。 ときは、己むを得ず財産差押等をしなければなりません。

また滯納処分更が伺つたとき、滯納 者が不在の場合には「区税滯納金の納 入方について」と云う赤紙の印刷物を 置いて来ますから、これを受け取つた 方も、それに指定された日時までに区 役所へお出での上納入しなければなり ません。もしそのとき都合の悪い方は 係員に御相談下されば、事情によつて は雲約書を戴いて多少猶予致します。 そしてその日限に納入しないときは、 己むを得ず財産差押をすることになり ます。

この方法を採用する理由は、正直者 が馬鹿をみないように、公平の実現と 経費の節減にありますので、よく御理 解の上税金の完納について一層の御協 力をお願い致します。

養護學園の第2學期初まる

7月20日から臨海学園として区内小、中学生及び父兄によろこばれた上総湊 養護学園は9月15日から本来の養護学園として50名の区内虚弱児童を収容、 26年度の第2学期を開始した。

梅島小學校の

復舊工事完了

昨年12月初旬、火災で6数室と数員室などを焼失した梅島小学校の復旧工事がこのほど完成、9月下旬落成式を行うことになつた。復旧校舍は308坪で焼失前より約50坪ほど大きく新らたに音楽数室や給食室などが増築された。

第4回足立体育祭

於 千住新橋グランド 10月7日午前9時 多数御来場をおねがい致します

の新しいる

婚姻の無効及び取消

1.婚姻の無効

人違い、心神喪失者、当事者の知らぬ間に第3者が届出た場合等の事由で当事者間に婚姻の意思がないとき及び婚姻の届出をしないときは婚姻は無効である。形式的に届出がしてある場合は無効の原因について当事者間に争がなければ届出人又は事件本人から家庭裁判所の許可を得て戸籍の訂正をすればよいのであるがその他の場合には無効確認の訴によりその確定判決を得てから戸籍の訂正をしなければならない。

戸籍の訂正申請は裁判確定の日から 1か月内に、その裁判を求めた者か ら、裁判の謄本を添えて、訂正され る者の本籍地又は届出人の所在の戸 籍係にしなければならない。

2.婚姻の取消

不適令者の婚姻、重婚、再婚禁止期間違反者の婚姻、近親者の婚姻等の場合は、各当事者、その親族又は檢察官から、取消を請求することができる、検察官の取消請求権は当事者の一方が死亡すれば消滅する。 詐欺又は强迫による婚姻による場合 は詐欺又は强迫を受けた者に取消権がある。

取消権は次の場合に消滅する

- 1.婚姻不適令者が適令に達したとき 但し不適令者は適令に達した後3か 月は取消権を有するが適令に達した 後追認したとき。
- 2. 婚姻禁止期間違反者の婚姻は前婚の解消若しくは取消の日から6か月を経過し、又は女が再婚後に懐胎したとき
- 3. 詐欺又は强迫によつて婚姻した者は、当事者が詐欺を発見し、若しくは强迫を発れた後3か月を経過した時、又は追認したとき。

婚姻の取消は家庭裁判所の審判又は 訴による。審判又は判決確立後記を 提起した者又は調停の申立人が届出 人となり確立の日から10日内に判決 又は審判書の謄本と確立証明書を添 えて夫婦いずれかの本籍地又は届出 人の所在地の戸籍保に戸籍訂正の届 出をする。訴を起した者が検察官の 場合は検察官から戸籍訂正の請求を する。

婚姻の取消は将来に向つて婚姻関係 を消滅するものであつてその効力は 既往には及ばない。

婚姻により入籍した者は取消によつ て婚姻前の氏に後し後籍する。その 籍が除籍になつているか又は申出を すれば新しく戸籍がつくられる。

日本脳炎を媒介する 蚊を撲滅しましょう

日本脳炎発生状況と予防対策につい て、過去3か年の日本脳炎の発生状況 は、23年度 165名、24年度12名、25年 度72名で、本年は8月以降4名の患者 が出ているが、それが何れも下沼田3 件南堀之内1件で、1地域に集団発生 しております。これは蚊 (コガタアカ イエカ、アカイエカ)の媒介によつて おこるもので、この病気に対する予防 としては、下水 (道路側溝を含む) の 浚渫、或いは水溜りをなくすること 等、ボ フラのわく場所をなくし、蚊 に産卵場所を与えないということが第 一の要点であります。日本脳炎は、幼 年に感受性が高く、青壮年については 罹患率が漸減しておりますが老年にな

人事

区の人事異動が9月3日次の通り発令 になつた

(一)內は旧職

総務課監查係長 椎名彥安(敎育課学事係員) △経理課用度係長 村上時治(稅務課動產稅係長) △稅務課動產稅係長 山崎定男(支所庶務課経理係長) △民生課保護係長 楼庭正男(支所庶務課庶務係長) △収入役室管財係長 松本信武(支所稅務課動產稅係長)

(支 所)

庶務課庶務係長 藤田五郎兵衛(経理 課用度係長) △庶務課経理係長 石倉 三郎(経済課農事係員) △稅務課動產 稅係長 高橋光(第14出張所長) △厚 生課寄留係長 小川資伯(第3出張所 長)

〔出張所、民生館、民生事務所〕

第3出張所長 鶴田宗男(総務課監査 係長) △第7出張所長 木島秋三(千 住新橋民生事務所長) △第10出張所長

山口一夫(民生課保護係長)△第14 出張所長 藤田祐幸(第16出張長)△ 第15出張所長 佐々木彪一郎(第10出 張所長)△第16出張所長 野口五郎(本木民生館管理、福利教化係長)△第 17出張所長 浅井保太郎(第19出張所 長)△第19出張所長 花田稔(第17出 張所長)△現八役室管財係長 賴田 金造(収入役室管財係長余支払係長) ると再び罹患率が高くなります。而し 老年になつて、罹患率が高くなるの は、必ずしも感受性の亢進によるもの ではなく、単に一般的抵抗力の減退に 起因すのものであります。又幼少青年 層の男子の罹患率が女子に比べて著し く高いことは例年見られている現象で ありますが、これは性による感受性の 相違によるものか致いは生活様式の相 違が原因となつているか現在の所では 不明であります。夏期長時間に亘つて 戸外で無帽で作業や遊戲をしたような 場合、過労等が誘発原因となつております。

故に第一に前記のような誘発原因と考えられている戸外長時間の過労後や、 昼間幼児の昼寝の際には必ず蚊帳をつるように常に心掛けて下さい。 予防方法としては次の点が挙げられま

予防方法としては次の点が挙げられま す。

- (1) 防火用水、種々の空缶の撒去
- (2) 下水の浚渫、流通を良好にする 駆除剤撒布
- (3) 水溜りを埋没する
- (4) 小川の岸辺の雑草刈取、駆除剤 撒布
- (5) 竹籔の下草刈、竹の切除は斜に し水の溜らぬ様にすること、木
- の穴に土を入れる等
- (6) 墓地の花立、石の短込に砂を入れること
- (7) 燻煙法
- (8) 土地に蟹穴様の窖を堀るとか煙 草の空箱等を置き潜伏場所を求 めて集つた蚊を殺す
- (9) 捕虫嚢による場合
- (10 ランプの使用

使用薬品ピレトリン乳剤(除虫菊乳剤)3%ピレトリン乳剤を 250倍に稀釈して使用する。

区議会日誌

- 8月16日教育委員会開会
 - 1 通学区域変更について
 - 2 足立区立第4中学校2部制実施報告 について
 - 3 緑蔭子供会について
 - 4 各種請願書について
- 8月20日総務、財務合同委員会及び議 員総会開会
 - 1 自治権拡充問題について

区立4中(第2部)の入學者激增 夜間中學の成果擧がる

本年7月16日、全国の教育関係者の注 目を浴びて設置された区立4中の2部 制は、開校当初僅か4名の入学生徒を みるに過ぎず、長期欠席生徒及び未就 学生徒(就学適令者の) 等の数から最 低 100 名の入学希望者の来校すること を予想してこれが開校に努力した区の 期待を裏切つたが、あくまで教育基本 法に基ずく教育の機会均等の見地から 奨学の具体的措置を講じようとする区 長の熱意は変らず、各中学校の長期欠 席者、未就学者を調査し懇切な奨学学 知をこれら生徒の家庭に直 澄した結 果、最近では就学希望者が激増し(9 月12日現在の就学生徒数89名) 100名 を突破する日も遠くないと予想されて いる。

これら夜間の中学に学ぶ生徒の特製としては、昼間の生徒についてゆくためには今までに後れた分の課程を取り戻さなければという意識が働いてか、出席率は100%を示し、又極めて学業に熱心であり担任教師もその一途な向学意欲に驚嘆している。

ともあれ、働きながらでも義務教育が 受けられるようになつたという喜びの ために、とかく暗くなり勝ちであつた これら恵まれざる家庭が、一つの「張 り合い」をつかんで何かしら今までと は違つた明るい日常生活を過ごせるよ うになつたという感謝の言葉を聞くま でもなく、入学希望者の激増しつつあ る現実から考えても2部制実施は画期 的な成功であつたといえる。

- 8月25日総務財務合同委員会及び議員 総会開会
 - 1 自治権拡充問題について

والمروا الوطالية الوطالوة الوطائل والمواقع والمواقع والمرابع والمرابع والمرابع المرابع المرابع

- 2 自治擁養連盟設立について 8月26日災害対策特別委員会実地調査 売川放水路堤塘敷内について
- 8月27日教育委員会開会
 - 1昭和26年度6.3制整備事業について
 - 2 教員住宅運営協議委員選任について
 - 3 学校建築の所管について
- 8月28日自治権拡充委員会開会 特別委員会として新たに設置され下 記案件について審議を行つた
 - 1 役員の互選について 下記の通り決定した 委員長 鯨岡兵輔 副委員長 浦林光春 同 大川正一
 - 2 運動方針について
- 8月30日自治権拡充企画部打合会及び 議員総会開会
 - 1 自治権拡充問題について
- 9月1日災害対策特別委員会開会水害予 防対策について密議を行つた。